

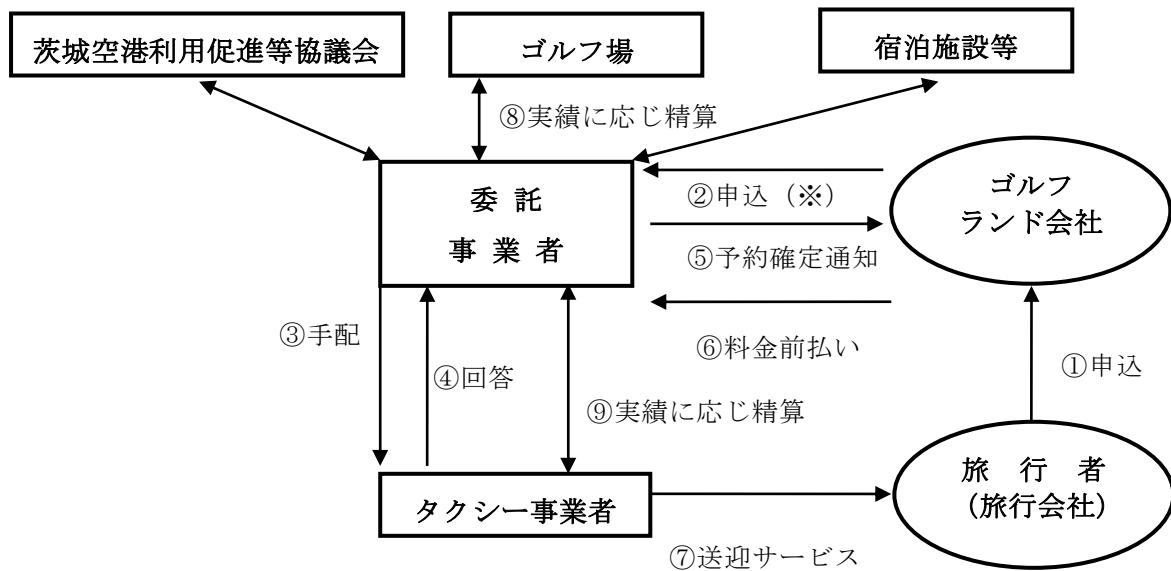
茨城空港デマンド型インバウンドゴルフトクシー運行等に関する委託事業仕様書

この仕様書は業務の概要を示すものである。従って、必要な部分については、仕様書に記載されていない事項であっても両者協議のうえ、契約金額の範囲内で実施するものとする。

1. 全体運営

- ・ゴルフ需要が高く、かつ旅行会社でのツアー造成による茨城空港を利用した訪日客が見込まれる、韓国便を対象とする。(対象は、ツアーのみとする。)
- ・ジャンボタクシーを所有し、茨城空港発着の運行許可を得たタクシー事業者を1者以上確保すること。
- ・当該事業へのゴルフ場及び宿泊施設等の参画については、ツアー実績等を鑑み、委託業者において調整すること。
- ・事業実施にあたり、韓国語対応可能なスタッフを配置すること。
- ・あらかじめ統括責任者を1名定め、書面にて通知すること。
- ・当該事業の対象は、4泊5日以内のツアーとすること。
- ・事業スキームは以下のとおり。

【事業スキーム】



※運行日の1週間前までの事前予約制とし、1人から運行

2. 予約管理・精算業務

(1) 予約業務

- ・ゴルフランド会社から電話又はメール等で当該事業の受付をすること。
- ・ゴルフランド会社からツアーの行程表を受け取り、台数等タクシー会社に見積もり依頼すること。
- ・タクシー会社からの見積もりをゴルフランド会社へ送付し、了解を得たうえで、タクシー会社へ予約をすること。

- ・予約確定後、旅行会社へ予約の確定の通知及び送迎時刻表を送付すること。
- ・行程表に記載されている場所以外へは運行しないこと。やむを得ず運行する場合には、利用者から別途料金を徴収するなど、タクシー会社と事前に調整を行うこと。
- ・突然のキャンセル等により、実際の運行がなかった場合については、料金についてタクシー会社及びゴルフランド会社と協議をすること。

(2) 精算業務

- ・ゴルフランド会社から支払いを受ける料金は、前金払いとすること。
- ・各社（茨城空港利用促進等協議会、旅行会社、ゴルフ場、ホテル等）へ請求書を送付し、料金を徴収後、タクシー会社へ支払いをすること。
- ・料金を請求する際に、別添の実績報告を添付すること。

【負担割合】

負担主体	負担割合
ゴルフランド会社	1 区間の運賃の 50 %
茨城空港利用促進等協議会	1 区間の運賃の 25 %
ゴルフ場／宿泊施設等	1 区間の運賃の 25 %

3. 記録等の作成・報告

- ・タクシーの予約状況（別記様式による）を記録し、適宜、報告すること。
- ・予約状況等より、各ゴルフランド会社・ゴルフ場・宿泊施設等の利用件数や利用傾向等を分析すること。

4. 多言語マニュアルの作成

- ・事業実施にあたっては、外国人利用者とタクシー運転手の円滑なコミュニケーションを図るため、多言語マニュアルを作成のうえ、外国人利用者やタクシー運行事業者に提供すること。
- ・タクシー事業者が外国人利用者を迎える際のサインボードを多言語で作成し、提供すること。

5. 関係部局、関係事業者等との連絡調整

- ・県の関係部局、県内関係事業者等とも連携を図り、密に連絡調整を行うこと。